特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム

令和3年度定時総会 資料集

1.	令和 2 年度業務日誌	P1
2.	令和2年度差止請求・申し入れ・問い合わせ一覧	P2
3.	差し止め請求訴訟、申し入れ活動報告	РЗ
4.	令和 2 年度消費者情報受付記録	P6
5.	2021.3.16 「特定商取引法の書面交付義務の電子化に反対する声明」	P7
6.	2021.5.18 消費者セミナー	P9
7.	2021.10.20 消費者のつどい	P10
8.	ニュースレター2021① 202191発行	P11

佐賀消費者フォーラム令和2年度 業務日誌

No	日付	曜日	内容	場所	参加者	参加人数
1	2020/11/9	月	第1回理事会	佐賀市民活動プラザ	理事5、監事1、事務局2	8
2	2020/12/2	水	検討委員会	佐賀県弁護士会館	検討委員10、オブ1、事務局1	12
3	2020/12/7	月	令和2年度定時総会	佐賀市民活動プラザ	会員73(本人16、書面45、委任 12)	73
4	2021/1/18	月	第2回理事会	ZOOMオンライン	理事5、監事1、事務局2	8
5	2021/1/19	火	第三者調査	事務所	調査人1、理事1、事務局1	3
6	2021/2/9	火	佐賀県消費生活審議会	佐賀市アバンセ	事務局1	1
7	2021/2/10	水	検討委員会	佐賀県弁護士会館	検討委員8、オブ1、事務局1	10
8	2021/3/11-14	木~日	佐賀市消費者フェア・3/13消 費者110番	佐賀市立図書館	理事1、検討委員1、事務局1	3
9	2021/3/13	土	適格消費者団体連絡協議会	オンライン	理事2、事務局1	3
10	2021/3/15	月	第3回理事会	ZOOMオンライン	理事5、監事1、事務局2	8
11	2021/3/16	火	特定商取引法の書面交付義務 の電子化に反対する声明を送 付	事務所	事務局1	1
12	2021/4/13	火	検討委員会	佐賀県弁護士会館	検討委員8、オブ1、事務局1	10
13	2021/5/17	月	第4回理事会	ZOOMオンライン	理事5、監事1、事務局2	8
14	2021/5/18	火	消費者セミナー	佐賀市民活動プラザ	一般18、理事5、監事1、事務局2	27
15	2021/6/9	水	検討委員会	佐賀県弁護士会館	検討委員7,事務局1	8
16	2021/7/12	月	第5回理事会	ZOOMオンライン	理事5、監事1、事務局1	7
17	2021/7/20	火	佐賀県第1回消費生活相談員等レベルアップ研修会	アバンセ	事務局	1
18	2021/7/29	木	佐賀県消費生活の安全安心対策 会議	アバンセ	事務局	1
19	2021/8/12	水	検討委員会	ZOOMオンライン	検討委員9,事務局1	10
20	2021/8/25	水	佐賀県第2回消費生活相談員等レベルアップ研修会	アバンセ	事務局	1
21	2021/9/4	土	適格消費者団体連絡協議会	オンライン	理事2、事務局1	3
22	2021/9/13	月	第6回理事会	ZOOMオンライン	理事5、監事1、事務局2	8
23	2021/10/13	水	検討委員会	ZOOMオンライン	検討委11,事務局1	12
24	2021/10/20	水	第10回消費者の集い	佐賀市民活動プラザ	一般18、理事5、監事1、事務局2	27

令和1~2年度 差し止め請求・申し入れ・お問い合わせ一覧

(令和1年度2019.11.01~2020.10.31、令和2年度2020.11.01~2021.10.31)

対象事業者の	差止請求・申し入れ・問い合わ	実施日	活動内容と対応・結果等
名称	せの概要		
アシェット・コ	分かり易い表示への改正を求め	2020.6.30	再度の申入れ
レクションズ・	た	2020.9.28	回答
ジャパン(株)		2021.6.15	再度の申入れ
		2021.7.6	回答
㈱ディアゴス	分かり易い表示への改正を求め	2020.6.30	申入れ終了
ティーニ・ジャ	た		
パン			
式会社平安閣	福岡高裁へ控訴(互助契約約款	2019.12.3	第2回期日 3名
エヌピーオー	の差止を請求)	2020.2.14	第3回期日 4名
互助会		2020.3.17	第4回期日結審 3名
		2020.5.27	判決言い渡し期日 2名
		2020.6.9	最高裁へ上告
		2020.6.16	上告通知受理
		2021.7.27	上告不受理決定 (控訴審判決確
			定)
(有)山陽ペッ	特別販売契約書の一部削除	2020.2.17	連絡書送付
トガーデン			
LINE モバイル	貸出機に関する同意書兼受領書	2019.12.13	回答
	について問い合わせ	2020.11.10	再度問い合わせ書送付
		2021.2.2	回答
		2021.10.29	再問合せ書送付
스티스된 3.7	解約条項違約金およびサービス	2021.9.17	申入書送付
合同会社ライ フサポート	利用対価についての改善を申入	2021.10.6	回答
7 y w — r	れした		

適格消費者団体 非営利活動法人 佐賀消費者フォーラム 活動報告

2021 年 10 月 20 日 佐賀消費者フォーラム副理事長 福島和代 (検討委員会委員長)

- I 株式会社平安閣エヌピーオー互助会に対する解約金条項差止請求訴訟の控訴 審判決確定
 - 1 控訴審判決 令和2年5月27日 遊転一部勝脈!
 - ① 消費者契約法9条1号「平均的な損害」の範囲
 - 「 法9条1号の「平均的な損害」とは、当該当事者が締結する多数の同種契約 事案について類型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額をいい、 具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種 の契約の解除に伴い、当該当事者に生じる損害の額の平均値をいうものと解 される。

本件においては、会員から冠婚葬祭の施行の請求がされる前に会員によって本件互助会契約が解除される場合に、解約に伴い被控訴人に生じる損害の額の平均値が問題となるところ、上記損害は、解約に伴い生じるものに限られるから、解約との間に相当因果関係が認められる必要があるというべきである。そして、損害の額の平均値については、被控訴人が基準年度に支出した費用を基に、契約1口当たりの損害額を算出するのが相当である。」

⇒解約と損害との間に、民法416条の相当因果関係が認められる必要があるとして、原審よりも平均的損害の範囲を限定した。

② 具体的あてはめ

ア 契約締結前の会員募集に要する費用

平均的損害に含まれない。これら費用のうち、契約締結に至った魁夷の 募集に関する費用に限っても同様。

- イ 契約締結に要する費用
 - 平均的損害に含まれる。ただし、営業用建物は含まれない。
- ウ 会員管理に要する費用

平均的損害に含まれる。

ただし、営業用建物は含まれない。

会員募集に関する費用のうち契約に至ったものを除いたものは、平均的損害に含まれない。

エ 解約手続に要する費用 平均的損害に含まれる。

2 上告審

佐賀消費者フォーラム 2020年6月9日 上告受理申立て。 平安閣 同年6月8日付で上告及上告受理申立て。

令和3年7月27日付で最高裁が双方の上告受理申立の不受理決定福岡高裁の一部勝脈判決確定!

Ⅱ 合同会社ライフサポートに対する申し入れ

- 1 火災保険の「保険金請求コンサルサービス」 保険金が支払われると、40%がサービス利用の対価として支払う内容
- 2 契約の解約料の定め

客側からの解約の場合、下記の通り、違約金が発生する。

- (ア)現地調査終了後見積書受領前 5万円
- (イ) 見積書受領後保険金申請書投函前 当該見積書の金額の 10%相当額
- (ウ)保険金申請書投函後 上記見積書記載の金額の20%相当額
- 3 消費者契約法9条1号「平均的な損害」を超える疑いがある旨を、本年 9 月に申 入れ 内容は以下のとおり。
- (1) 上記(ア)について

本規約(ア)においては、現地調査終了段階では、「保険金請求コンサルサービス」契約を締結し、訪問した段階であり、5 万円という金額は、平均的損害を超えるおそれ。

(2) 上記(イ)及び(ウ)について

「当該見積書の金額」、「上記見積書記載の金額」を基準として違約金が定められている。見積額は、ライフサポートが保険金請求のために、被災家屋等の修理見積として作成したもの。修理請負契約を締結した訳ではないため、解約しても、見積もり額の10~20%という割合で損害が発生するわけではな

い。「保険金請求コンサルサービス」の解約に伴う損害と修理見積金額との間に因果関係はない。

※いずれも削除を申入れ。

4 ライフサポートからの回答

10月6日付でライフサポートの代理人弁護士より回答があり、今後は、新規顧客の獲得に向けた営業、勧誘活動は一切行わないとのこと。

佐賀県内での今後の活動状況を見守る予定。

5 火災保険申請サポート に関する被害相談が増加

令和元年8月の佐賀豪雨災害の後、被災者が「保険でリフォームできる」、「無料で相談・保険申請サービス」と勧誘され、契約後にトラブルになるケースが多数発生。佐賀県の発表では、火災保険申請サポートに関する相談が、令和元年が3件だったものが、令和2年は170件に激増。

勧誘時の説明や業者の HP では、無料で相談・申請をサポートしますとある。 しかし、契約書を見ると、保険金の 20%~40%を手数料・報酬として支払う内容 だった、解約しようとしたら、住宅修理見積額の 20%が違約金となっていた等、高 額な手数料、違約金が決められていて、いざ保険金が出て、修理しようとすると、 保険申請サポート業者や一緒に来た住宅リフォーム業者とトラブルになったとい う相談が非常に多い。

※ 令和 3 年 8 月も佐賀は豪雨災害に見舞われてしまい、今年度も引き続き同様の火災保険申請サポートの被害相談が大幅に増えると予想されます。

情報提供をお願いします!

以上

【R2年度 消費者情報受付記録】

R2年11月1日~R3年10月31日

Ng.	日時	情報	相手先	相談内容	事務局、対応担当者	検討
1	R2.11.13	電話	男性	高齢者のアクセル・ブレーキ踏み間違い事故防止システムで事故防止できなかった。製品の機能そのものや広告説明に問題があるのではないか?	取付ディーラーと県の消費生活センターにも相談済みとのこと。メーカーのお客様コールセンターへ申し出られて納得いかなければ再度相	
2	R2.12.14	HPメール	女性	病院の出産費用を契約時より 10万円も高く請求され支払った が、不当な値上げで返金を要求 するが応じてもらえない。	現地茨城の相談窓 口への相談を紹介	
3	R2.12.24	郵便	女性	ダイエット薬品のモニター申し込みで定期購入扱いに納得できない。差し止め指導を受けている業者で倒産したため返金請求はできないのか?	費者団体の動きを見 守る。	
4	R3.7.13	電話	男性	パソコン買い換え時にPCソフト会社よりユーティリティーソフトを購入し、コンビニ払いしたが、ライセンスキーのメールが来ない。だまされた。他に被害は無	消費生活センターへ も詐欺事案として連 絡済。※ 当該業者サイトは警告表示	

特定商取引法の書面交付義務の電子化に反対する声明

2021年3月16日

適格消費者団体 特定非営利活動法人 佐賀消費者フォーラム 理事長 岩 本 諭

第1 声明の趣旨

当団体は、特定商取引に関する法律が定める書面の交付義務について、電磁的方法による交付を認める法改正に反対する。

第2 声明の理由

今国会で提出された消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定 商取引に関する法律の一部を改正する法律案において、通信販売の詐欺的な定 期購入商法に対する対策及び販売預託商法の原則禁止の改正と抱き合わせで、 事業者が交付しなければならない契約書面等について消費者の承諾を得て電磁 的方法(電子メールの送付等)で行うことを可能にする法改正が進められてい る。

しかし、特定商取引法は、不招請勧誘により契約内容を冷静に確認せずに契約締結に至るおそれが強い契約類型について、重要事項を記載した概要書面及び契約書面の交付を義務付けることで、消費者保護を図っているところ、安易に電磁的方法による交付を認めることは、特定商取引法による消費者保護の機能の根幹を危うくするものである。

例えば、特定商取引法における契約書面には、クーリング・オフの権利が存在することを赤字・赤枠・8ポイント以上の活字で記載しなければならず、クーリング・オフの権利の存在を誰でも容易に認識できるようにしている。

これに対し、契約書面の電磁的方法による交付を認めた場合、消費者がクーリング・オフの期間内に、スマートフォンの小さな画面で、保存された契約書面のファイルを開けて、クーリング・オフの権利や、勧誘において説明されていない不利な契約条項を改めて確認することは、書面と比較すると容易ではなく、被害に遭ったことに気が付かないままにクーリング・オフ期間を経過する危険性が強い。契約書面が交付されることで、親族等が契約の存在を知り、被害回復の端緒となることも多いところ、親族等周囲の人間が被害に気が付くことも困難となる。

なお、法案は、消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法による交付を認めることとしている。しかし、書面交付義務やクーリング・オフ等の権利は、契約内容や権利を十分に認識していない消費者を保護するためのものであり、電磁的方法による交付を選択することによるリスクを十分に理解していない消費者から承諾を得たとしても、真意に基づく承諾とは考えられず、このような要件で契約書面等の電磁的方法による交付を認める考え方は、消費者保護の制度趣旨に反する。

また、2022年4月1日から施行される成年年引下げを直近に控えた時期に、かかる法案を提出することは、18歳の新成人を含む若年消費者の契約被害をさらに増大させるおそれがあり、かかるおそれは令和2年度消費者白書における若年消費者の電子商取引にかかる相談件数と被害件数の増加の実態から明らかであり、また新型コロナウイルス感染症の蔓延による「巣ごもり需要」の拡大に伴う電子商取引にかかる契約・取引にかかる被害の増加が加速化していることを示す国民生活センター公表資料からも明らかであることから、法案の内容については実態を踏まえた慎重な議論が不可欠である。

さらに、万が一、本法案が可決される場合であったとしても、その施行時期は、2022年4月1日からの成年年齢引下げの施行から、少なくとも3年以上が経過した時期(2025年4月1日)以降よりも遅い時期とし、成年年齢引下げの施行以降の若年消費者の被害実態を把握し、かつ必要な対策が講じられた後とする必要がある。

よって、当団体は、特定商取引法が定める書面交付義務について、電磁的方法による交付を認めることには反対である。

以上

WEB (zoom) でも参加できます。

参加無料

佐賀消費者フォーラム主催 消費者セミナー

インターネット 通信販売の 消費者被害

~特定商取引法改正で どう変わるのか?~

講師 原まさ代 氏

(消費生活相談員の会さが)



※終了後 12時~13時 消費者110番(弁護士が個別相談に応じます)

会場 佐賀商工ビル7階 佐賀市民活動プラザ大会議室 (佐賀市白山2丁目1-12 佐賀商エビル)

主催



適格消費者団体・特定非営利活動法人



問い合わせ・申し込み ※参加人数集約のため事前にご連絡下さい TEL 0952-37-9839 FAX0952-37-9859 E-mail scf@forest.ocn.ne.jp



「初回おためし〇〇円」などと広告して、高額な定期購入契約をさせる"詐欺的定期購入"など、コロナ禍のインターネット通信販売での消費者トラブルが急増してきました。こうしたことを背景に特定商取引法と預託法の改正が今の国会に提出されました。法改正の中身を知り、より良い消費生活を考える機会としたいと思います。

【参加にあたってお願い】

- マスク着用をお願いします
- ・3密を避けて着席ください
- ・体調の良くない方、発熱のある 方はご遠慮下さい。



【車でお越しの方へ】

- ・会場内の駐車場、または唐人南パーキングをご利用
- ・駐車券をお持ちください。無料券をお渡しします。

- 一 一 一 切り取り

5月18日消費者セミナー「インターネット通信販売の消費者被害」参加申込 締切5月14日

参加方法 WEB	お名前	消費者		相談希望	する	しない
会場 ※いずれかにO	所属団体	ご連絡	絡先			

WEB (zoom) でも参加できます。

参加無料

佐賀消費者フォーラム主催 第10回消費者のつどい

ネット・SNS 消費者被害から 子どもを守る

~来年4月18才成年引き下げ の前に子や孫に伝えるべきこと~

> 講師 福島和代 弁護士 徳永智子 相談員 (消費生活相談員の会さが)



来年4月民法改正により成人年齢が18 才に引き下げられます。これまでのように未成年救済はなく、スマホ・SNSを通じた契約トラブルなど様々な消費者被害に遭う可能性が高まります。子や孫にしっかりと消費者契約のルールや消費者トラブルに巻き込まれないための心構えを伝えていきたいものです。

【参加にあたってお願い】

- マスク着用をお願いします
- ・3密を避けて着席ください
- ・体調の良くない方、発熱のある 方はご遠慮下さい。

日時 2021年 10月 20 日 (水)10~12時

※終了後 12時~13時 消費者110番(弁護士が個別相談に応じます)

会場 佐賀商エビル7階 佐賀市民活動プラザ大会議室 (佐賀市白山2丁目1-12 佐賀商エビル)

主催



適格消費者団体・特定非営利活動法人 佐賀消費者フォーラム



問い合わせ・申し込み ※参加人数集約のため事前にご連絡下さい TEL 0952-37-9839 FAX0952-37-9859 E-mail scf@forest.ocn.ne.jp



【車でお越しの方へ】

- ・会場内の駐車場、または唐人南パーキングがご利用 できます。
- ・駐車券をお持ちください。無料券をお渡しします。

FAX0952-37-9859 WEB参加はscf@forest.ocn.ne.jp へ

10月20日消費者のつどい「ネット·SNS消費者被害から子どもを守る」参加申込 締切10月15日

参加方法 WEB	お名前	消費者 1	10番	相談希望	する	しない	
会場 ※いずれかに〇	所属団体	ご連絡先	電話				

特定非営利活動法人 適格消費者団体 佐賀消費者フォーラム





NEWS LETTER 2021(1)

2021年9月1日発行 佐賀消費者フォーラム 理事会

Tel 0952-37-9839

2020年10月12日 消費者のつどい 「新型コロナ禍の消費者問題」を開催しました。

2020年10月12日(月) 消費者のつどい「新型コロナ禍の消費者問題」を 佐賀市民活動プラザで開催しました。

当日は32名の参加者がありました。

最初に「冠婚葬祭互助会解約料の差し止め裁判」状況について福島弁護士より報告しました。

次に「消費者相談の事例から新型コロナ禍の消費者トラブルの現状と対応について」消費生活相談員の德永さんからの報告をしました。

最後に「新型コロナと消費者問題」をテーマに佐賀大学 経済学部の岩本教授より講義をいただきました。

コロナ禍で起きている、買いだめ、転売、キャンセル料、インターネットでの契約トラブルなどの増加から、あらためて消費者の権利、行政の役割を考え直す機会となりました。

2021年5月18日 消費者セミナー「インターネット通信販売の消費者被害~特定商取引法改正でどう変わるか~」を開催しました。

2021年5月18日(火)消費者セミナー「インターネット通信販売の消費者被害~特定商取引法改正でどう変わるのか~」を佐賀市民活動プラザで開催しました。コロナ禍の中会場とzoomオンライン併用で開催でき、当日はZOOM参加16名、会場11名の参加者がありました。消費者相談員の会さがの原まさ代氏に消費者被害の現状と被害防止の対応について、当消費者フォーラムの福島和代弁護士に今国会で審議されている特定商取引法と預託法の改正のポイントについて話していただきました。詐欺的な定期購入契約の抑止や送り付け販売、預託商法の原則禁止となる法改正に期待する一方で、当フォーラムが反対声明を出した契約書面の電子化容認は高齢者や若年者の被害をさらに誘発する問題点を抱えている点を解説されました。

冠婚葬祭互助会の解約料契約約款差 し止め請求について、最高裁からの 上告不受理決定により、福岡高裁判 決が確定しました。



(株平安閣エヌピーオー互助会への互助契約約款の解約手数料差し止め訴訟の2020年5月福岡高裁判決を受け、6月上告受理申し立てを行っていました。2021年7月上告不受理の通知を受け、福岡高裁判決が確定しました。判決は一審を覆し、解約料の根拠となる平均的損害に会員募集と営業用建物の費用は含まないとし、解約手数料の一部の差し止めが認められました。



【開催のご案内】

消費者のつどい「ネット・SNS 消費者被害から子どもを守る

~来年4月18才成年引き下げを前に~」

日時 2021 年 10月 20 日 (水) 10~12時 ※終了後 12時~13時 消費者110番 (弁護士が個別相談に応じます)

会場 佐賀商エビル7階 佐賀市民活動プラザ大会議室 ※オンラインZOOMでも参加可能です

申込先 佐賀消費者フォーラム 事務局 TEL 0952-37-9839 FAX0952-37-9859 E-mail scf@forest.ocn.ne.jp

佐賀消費者フォーラム NEWS LETTER 2021①



(活動日誌)

令和2年度 11月~令和3年10月

2020年

11月9日 第1回理事会 12月7日 令和2年度定時総会

2021年

1月18日 第2回理事会

2月9日 佐賀県消費生活審議会

3月11~14日

佐賀市消費生活フェア 消費者110番、啓発活動

第9回適格消費者団

体連絡協議会 第3回理事会 3月15日

3月16日 特定商取引法の書面交 付義務の電子化に反対する声明

3月31日 消費者テキスト 「みんな消費者2021-22年版」発

5月17日 第4回理事会

5月18日

5月18日 消費者セミナー開催 「インターネット通信販売の消費者

7月12日 第5回理事会

佐賀県消費生活の 7月29日

安全安心対策会議

(予定)

9月4日 第10回適格消費者団

体連絡協議会

9月13日 第6回理事会

10月20日 第10回消費者の集い 開催「ネット・SNS被害から子 どもを守る」

会費納入の お願い

令和3年度(令和2年11月~ 令和3年10月)の年会費納入 は10月15日までに振り込み 願います。

《振り込み先》

佐賀銀行 鳥栖支店 普通 口座番号 2044650

特定非営利活動法人佐賀消 費者フォーラム

検討委員会 事業者への申し入れ活動

事業者	申入れ内容	結果
書籍出版	書籍を継続購入して完成する模型に	改善不十分のためR3年
A社	ついての表示が、景表法の有利誤認	6月再申入れ。7月回答
H29年9月~	に当たり、改善を申し入れ。	で冬号より改善予定。
ペット	猫を購入したその日から下痢をした	R1年7月契約書変更の
ショップS社	が返品を応じられず、消費者契約法	回答が届いたが、変更
R1年5月 ~	違反。契約書内容の改善を申し入れ。	後を問い合わせ中。
携帯電話	故障交換時の貸出機の破損による違	R3年2月回答書が届き、
L社	約金請求の規約について、消費者の	今後の再申入れについ
R1年10月~	利益を損ねないか、問合せ書を送付。	て検討中。
保険コンサ ルL社 R3年9月~	火災・地震保険の請求手続きを支援 するサービス契約内容について、消 費者契約法違反等による改善申入れ。	R3年9月申入れ書を送 付予定。

この間寄せられた消費者相談・被害情報

自宅でリンパエステをできるとの話で福岡の業者と7年契約で仮契約してしま い、解約の申入れしたがクーリングオフはできないといわれた。

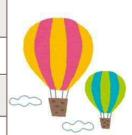
高齢者のアクセル・ブレーキ踏み間違い事故防止システムで事故防止できな かった。製品の機能そのものや広告説明に問題があるのではないか?

病院の出産費用を契約時より10万円も高く請求され支払ったが、不当な値上げ で返金を要求するが応じてもらえない。

ダイエット薬品のモニター申し込みで定期購入扱いに納得できない。差し止め 指導を受けている業者で倒産したため返金請求はできないのか?

パソコン買い換え時にPCソフト会社よりユーティリティーソフトを購入し、コ ンビニ払いしたが、ライセンスキーのメールが来ない。

2020年9月 ~ 2021年8月



3月16日「特定商取引法の書面交付義務の電 子化に反対する声明」を送付しました。

第204回国会に提出された「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための 特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案 については、通信販売の詐欺 的な定期購入商法に対する対策及び販売預託商法の原則禁止の改正と抱き合わせで、 事業者が交付しなければならない契約書面等について消費者の承諾を得て電磁的方 法(電子メールの送付等)で行うことを可能にする法改正となっています。 特定商取引法は、不招請勧誘により契約内容を冷静に確認せずに契約締結に至るお

それが強い契約類型について、重要事項を記載した概要書面及び契約書面の交付を 義務付けることで、消費者保護を図っているところ、安易に電磁的方法による交付 を認めることは、特定商取引法による消費者保護の機能の根幹を危うくするものと 考えられ、今回の法改正に当たっては慎重に検討すべき旨の声明文を送付しました。 送付先は、衆参両院議長、ならびに主要各政党、佐賀県選出国会議員等でした。

国会審議の結果、改正特商法は成立し、書面交付の電子化はそのまま認められまし た。7月よりかねてより問題となっていた「詐欺的な定期購入」や「送り付け商 法」等の規制が始まりました。また契約書面の電子化のガイドラインについては猶 予期間を設け2年以内に政令で定めるとしています。